



栃木県公報

平成31（2019）年
4月12日（金）
第3080号

目 次

告 示

○軽油引取税免税証の無効…………… 383
 ○都市計画事業計画の変更認可…………… 383
 ○同…………… 384
 ○同…………… 384
 ○同…………… 385
 ○同…………… 386

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出…………… 386
 ○同…………… 387

教育委員会

○平成32（2020）年度栃木県立中学校入学者選考要項…………… 388
 ○平成32（2020）年度栃木県立高等学校入学者選抜要項…………… 388
 ○平成32（2020）年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項…………… 391

告 示

栃木県告示第203号

次の軽油引取税免税証は、平成31（2019）年3月29日から無効とした。

平成31（2019）年4月12日

栃木県知事 福田 富一

| 免税証の種類 | 免税用途 | 免税証の記号及び番号 | 枚数 | 有効期間 | 免税証に記載された販売業者の住所氏名 | 免税証を交付した県税事務所名 | 無効の事由 |
|--------|------|---------------------------------|-----|---------------------------------------|--------------------------|--------------------|-------|
| 20㍑券 | 農業 | A0430042581 ～ A0430042593 | 13枚 | H31（2019）.1.1 ～ H31（2019）.12.31 | 真岡市 （株）J A エルサ ポート | 栃木県 真岡県税事 務所 | 紛失 |
| 10㍑券 | | A0230029412 | 1枚 | | | | |

（税務課）

栃木県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成9年栃木県告示第510号茂木都市計画下水道事業茂木町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31（2019）年4月12日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
茂木町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

茂木都市計画下水道事業茂木町公共下水道

3 事業施行期間

平成 9 (1997) 年 8 月 8 日～平成36 (2024) 年 3 月 31 日

4 事業地

(1) 収用の部分

平成 9 年栃木県告示第510号、平成15年栃木県告示第92号、平成20年栃木県告示第579号、平成22年栃木県告示第58号、平成25年栃木県告示第162号及び平成29年栃木県告示第73号の事業地から大字馬門字中根及び字北川並びに大字増井字五反田及び字川根地内の各一部の区域を除きすべて削る。

(2) 使用の部分

平成 9 年栃木県告示第510号、平成15年栃木県告示第92号、平成20年栃木県告示第579号、平成22年栃木県告示第58号、平成25年栃木県告示第162号及び平成29年栃木県告示第73号の事業地の収用の部分とした事業地から大字馬門字中根及び字北川並びに大字増井字五反田及び字川根の各一部の区域を除きすべてを使用の部分とし、大字増井字五反田及び字川根、大字茂木字町田並びに大字三坂字橋場、字反町、字シノ添、字シミツ、字広町及び字山下地内を加える。

栃木県告示第205号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定により、昭和55年栃木県告示第1134号益子都市計画下水道事業益子町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成31 (2019) 年 4 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施行者の名称

益子町

2 都市計画事業の種類及び名称

益子都市計画下水道事業益子町公共下水道

3 事業施行期間

昭和55 (1980) 年 11 月 25 日～平成37 (2025) 年 3 月 31 日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和55年栃木県告示第1134号、昭和62年栃木県告示第438号、平成元年栃木県告示第254号、平成 6 年栃木県告示第104号、平成 8 年栃木県告示第593号、平成12年栃木県告示第123号、平成15年栃木県告示第178号、平成21年栃木県告示第233号、平成24年栃木県告示第118号及び平成26年栃木県告示第30号の事業地のうち、大字益子字経塚及び字ヤジカを除きすべて削り、大字益子字経塚及び字ヤジカ地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和55年栃木県告示第1134号、昭和62年栃木県告示第438号、平成元年栃木県告示第254号、平成 6 年栃木県告示第104号、平成 8 年栃木県告示第593号、平成12年栃木県告示第123号、平成15年栃木県告示第178号、平成21年栃木県告示第233号、平成24年栃木県告示第118号及び平成26年栃木県告示第30号の収用とした事業地から、大字益子字経塚及び字ヤジカを除きすべて使用の部分とし、大字大沢字御座内及び大字七井字上町地内において事業地を変更する。

栃木県告示第206号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定により、昭和51年栃木県告示第121号日光都市計画下水道事業日光公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成31 (2019) 年 4 月 12 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施行者の名称

日光市

2 都市計画事業の種類及び名称

日光都市計画下水道事業日光公共下水道

3 事業施行期間

昭和51（1976）年2月6日～平成38（2026）年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和51年栃木県告示第121号、昭和54年栃木県告示第738号、昭和55年栃木県告示第1124号、昭和59年栃木県告示第919号、昭和61年栃木県告示第548号、同年栃木県告示第784号、昭和62年栃木県告示第833号、平成3年栃木県告示第284号、同年栃木県告示第660号、平成7年栃木県告示第199号、平成11年栃木県告示第105号、平成15年栃木県告示第666号、平成20年栃木県告示第539号、平成25年栃木県告示第531号及び平成29年栃木県告示第103号の事業地から中宮祠並びに湯元を除きすべて削り、中宮祠並びに湯元地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和51年栃木県告示第121号、昭和54年栃木県告示第738号、昭和55年栃木県告示第1124号、昭和59年栃木県告示第919号、昭和61年栃木県告示第548号、同年栃木県告示第784号、昭和62年栃木県告示第833号、平成3年栃木県告示第284号、同年栃木県告示第660号、平成7年栃木県告示第199号、平成11年栃木県告示第105号、平成15年栃木県告示第666号、平成20年栃木県告示第539号、平成25年栃木県告示第531号及び平成29年栃木県告示第103号の収用の部分とした事業地から中宮祠並びに湯元を除きすべて使用の部分とし、中宮祠並びに湯元地内を加える。

栃木県告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和52年栃木県告示第522号日光都市計画下水道事業今市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31（2019）年4月12日

栃木県知事 福田 富 一

1 施行者の名称

日光市

2 都市計画事業の種類及び名称

日光都市計画下水道事業今市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52（1977）年6月10日～平成38（2026）年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和52年栃木県告示第522号、昭和56年栃木県告示第396号、昭和61年栃木県告示第289号、平成3年栃木県告示第283号、同年栃木県告示第659号、平成7年栃木県告示第201号、平成11年栃木県告示第23号、平成15年栃木県告示第667号、平成20年栃木県告示第540号、平成25年栃木県告示第532号及び平成29年栃木県告示第104号の事業地から吉沢字茅原を除きすべて削り、吉沢字茅原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和52年栃木県告示第522号、昭和56年栃木県告示第396号、昭和61年栃木県告示第289号、平成3年栃木県告示第283号、同年栃木県告示第659号、平成7年栃木県告示第201号、平成11年栃木県告示第23号、平成15年栃木県告示第667号、平成20年栃木県告示第540号、平成25年栃木県告示第532号及び平成29年栃木県告示第104号の収用の部分とした事業地から吉沢字茅原を除きすべて使用の部分とし、吉沢字茅原地内を加える。

栃木県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和53年栃木県告示第108号日光都市計画下水道事業藤原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31 (2019) 年 4 月12日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施行者の名称

日光市

2 都市計画事業の種類及び名称

日光都市計画下水道事業藤原公共下水道

3 事業施行期間

昭和53 (1978) 年12月19日～平成38 (2026) 年 3 月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和53年栃木県告示第108号、同年栃木県告示第1146号、昭和59年栃木県告示第281号、昭和61年栃木県告示第756号、昭和62年栃木県告示第867号、平成3年栃木県告示第285号、同年栃木県告示第661号、平成7年栃木県告示第200号、平成11年栃木県告示第106号、平成15年栃木県告示第668号、平成20年栃木県告示第541号、平成25年栃木県告示第533号及び平成29年栃木県告示第105号の事業地から藤原字竹ノ沢、鬼怒川温泉大原字松原並びに鬼怒川温泉滝字中島を除きすべて削り、藤原字竹ノ沢、鬼怒川温泉大原字松原並びに鬼怒川温泉滝字中島地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和53年栃木県告示第108号、同年栃木県告示第1146号、昭和59年栃木県告示第281号、昭和61年栃木県告示第756号、昭和62年栃木県告示第867号、平成3年栃木県告示第285号、同年栃木県告示第661号、平成7年栃木県告示第200号、平成11年栃木県告示第106号、平成15年栃木県告示第668号、平成20年栃木県告示第541号、平成25年栃木県告示第533号及び平成29年栃木県告示第105号の収用の部分とした事業地から藤原字竹ノ沢、鬼怒川温泉大原字松原並びに鬼怒川温泉滝字中島を除きすべて使用の部分とし、藤原字竹ノ沢、鬼怒川温泉大原字松原並びに鬼怒川温泉滝字中島地内を加える。

(都市整備課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成31 (2019) 年 8 月13日までに知事に意見書を提出することができる。

平成31 (2019) 年 4 月12日

栃木県知事 福 田 富 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

モテナス芳賀

芳賀郡芳賀町祖母井南一丁目11番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社 たいらや

栃木県宇都宮市平出工業団地9番23

外1者

3 変更の概要

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|-----------------------------------|---|---|----------------------|
| 大規模小売店舗を設置する者の住所 | 株式会社 たいらや 代表取締役 平 典子 栃木県宇都宮市城東一丁目1番11号 | 株式会社 たいらや 代表取締役 平 典子 栃木県宇都宮市平出工業団地9番23 | 平成28（2016）年 5月3日 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名 | 株式会社 たいらや 代表取締役 平 典子 栃木県宇都宮市城東一丁目1番11号 外7者 | 株式会社 たいらや 代表取締役 平 典子 栃木県宇都宮市平出工業団地9番23 外5者 | 平成28（2016）年 3月31日 |

4 届出年月日

平成31（2019）年3月29日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成31（2019）年8月13日までに知事に意見書を提出することができる。

平成31（2019）年4月12日

栃木県知事 福 田 富 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

たいらや 烏山店

那須烏山市金井二丁目字金井町東裏810番地12 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社 たいらや

栃木県宇都宮市平出工業団地9番23

3 変更の概要

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|-----------------------|--|--|---------------------|
| 大規模小売店舗を設置する者の住所 | 株式会社 たいらや 代表取締役 平 典子 栃木県宇都宮市城東一丁目1番11号 | 株式会社 たいらや 代表取締役 平 典子 栃木県宇都宮市平出工業団地9番23 | 平成28（2016）年 5月3日 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 | 株式会社 たいらや 代表取締役 平 典子 栃木県宇都宮市城東一丁目1番11号 | 株式会社 たいらや 代表取締役 平 典子 栃木県宇都宮市平出工業団地9番23 | 平成28（2016）年 5月3日 |

4 届出年月日

平成31（2019）年3月29日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

（経営支援課）

教育委員会

栃木県教育委員会告示第7号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成32（2020）年度栃木県立中学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成31（2019）年 4 月12日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

平成32（2020）年度栃木県立中学校入学者選考要項

平成32（2020）年度栃木県立中学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

1 入学志願資格

県立中学校に入学を志願することのできる者は、保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）とともに県内に居住する者又は入学時に居住する見込みの者で、平成32（2020）年3月31日までに小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者若しくは義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとし、当該募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60パーセントを超えないものとする。ただし、適性がある者を選定する際、男女いずれかの割合が40パーセントに満たない場合は、この限りでない。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校 105名

栃木県立佐野高等学校附属中学校 105名

栃木県立矢板東高等学校附属中学校 70名

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

(1) 方法

入学志願者は、入学願書、在学している小学校若しくは義務教育学校又はこれらに準ずる学校の校長が作成する学習や生活の記録等を、入学を志願する県立中学校の校長に提出するものとする。

(2) 期間

平成31（2019）年12月2日（月）から同月5日（木）までとする。

5 入学者の選考

(1) 方法

適性検査、作文及び面接の結果並びに学習や生活の記録を資料とし、6年間の中高一貫教育で学ぶ意欲、適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとする。

(2) 適性検査等の期日

適性検査、作文及び面接の期日は、平成32（2020）年1月11日（土）とする。

栃木県教育委員会告示第8号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条及び栃木県学校通信教育に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第5号）第8条の規定により平成32（2020）年度栃木県立高等学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成31（2019）年 4 月12日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

平成32（2020）年度栃木県立高等学校入学者選考要項

平成32（2020）年度栃木県立高等学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

第1 全日制課程及び定時制課程について

1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 平成32(2020)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は平成32(2020)年3月31日までに該当する見込みの者

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

- (1) 入学志願者は、全日制又は定時制の各課程ごとに1校1学科(系・科)に限り出願するものとする。ただし、第2志望又は第3志望まで認める場合については、別に定める。
- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については平成32(2020)年2月19日(水)及び同月20日(木)とし、定時制課程については同年3月11日(水)から同月13日(金)までとする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を平成32(2020)年2月25日(火)及び同月26日(水)に、1回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)を経由して志願先の高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)に提出するものとする。ただし、中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人が直接志願先の高等学校長に提出するものとする。
- (5) 中学校等の校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制又は定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者(平成32(2020)年4月1日現在)については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については平成32(2020)年3月5日(木)、定時制課程については同月17日(火)とする。
- (3) 全日制課程については別に定める学校・学科(系・科)において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科(系・科)において実施する。

6 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については平成32(2020)年3月11日(水)、定時制課程については同月23日(月)とする。

8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、前記 1 に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者とする。

(2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科（系・科）の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科（系・科）ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山南高等学校のスポーツ科及び中高一貫教育に係る併設型高等学校は別に定める。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

(3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成32 (2020) 年 1 月 30 日 (木) 及び同月 31 日 (金) とする。

(4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するものうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査（高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。）のうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、平成32 (2020) 年 2 月 6 日 (木) 及び同月 7 日 (金) とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、同月 6 日 (木) とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書等、面接の結果、各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文及び学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

(6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、平成32 (2020) 年 2 月 13 日 (木) とする。

9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

前記 1 に準ずる。

(2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、別に定める。

(3) 出願

ア 定時制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成32 (2020) 年 2 月 25 日 (火) 及び同月 26 日 (水) とする。

(4) 面接等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。

イ フレックス特別選抜の期日は、平成32 (2020) 年 3 月 5 日 (木) とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、平成32 (2020) 年 3 月 11 日 (水) とする。

10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。

11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜

海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。

第2 通信制課程について

1 入学志願資格

入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 平成32（2020）年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成32（2020）年3月31日までに該当する見込みの者

2 出願

出願に要する書類の提出期間は、平成32（2020）年3月11日（水）から同月13日（金）まで、同月16日（月）から同月19日（木）まで、同月23日（月）から同月25日（水）までとする。

3 面接等

- (1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。
- (2) 面接等の期日は、平成32（2020）年3月20日（金）又は同月26日（木）のいずれかとする。

4 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者を除く。
- (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接の結果等を資料として行うものとする。

5 合格者の発表

合格者の発表は、平成32（2020）年3月27日（金）とする。

（高校教育課）

栃木県教育委員会告示第9号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成32（2020）年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成31（2019）年4月12日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

平成32（2020）年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

平成32（2020）年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 高等部の入学者選抜について

1 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園

(1) 入学志願資格

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者ととも県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- イ 平成32（2020）年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は平成32（2020）年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び高等学校）を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

(オ) 調査書（中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成32（2020）年1月30日（木）及び同月31日（金）とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)～(エ)の書類を在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長（以下「中学校等の校長」という。）に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(オ)の書類を添えて、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 作業能力検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成32（2020）年2月6日（木）とし、会場は、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成32（2020）年2月13日（木）とする。

2 特別支援学校の高等部（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。）

(1) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成32（2020）年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成32（2020）年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校（特別支援学校及び高等学校）を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書（中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成32（2020）年2月19日（水）及び同月20日（木）とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)～(ウ)の書類を中学校等の校長に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(エ)の書類を添えて、志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を志願先の特別支援学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

(ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

(イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めたときは、学力検査その他必要な検査及び面接の一部を免除することができる。

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成32（2020）年3月5日（木）とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成32（2020）年3月11日（水）とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

3 盲学校の高等部専攻科

(1) 入学志願資格

盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 平成32（2020）年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を卒業し、又は卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は平成32（2020）年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

- (ア) 入学願書
- (イ) 受検票
- (ウ) 障害があることを証明する書類
- (エ) 調査書（高等学校等を卒業した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

イ 出願の手続

- (ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成32（2020）年2月19日（水）及び同月20日（木）とする。
- (イ) 志願者は、アの(ア)~(ウ)の書類を在学又は出身の高等学校等の校長に提出し、高等学校等の校長は、提出されたものにアの(エ)の書類を添えて、盲学校の校長に提出するものとする。ただし、高等学校等を卒業した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がアの書類を盲学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成32（2020）年3月5日（木）とし、会場は、盲学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、高等学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成32（2020）年3月11日（水）とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

第2 幼稚部の入学者選抜について

1 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 盲学校においては、平成26（2014）年4月2日から平成28（2016）年4月1日までに生まれた幼児
- (2) 聾学校においては、平成26（2014）年4月2日から平成29（2017）年4月1日までに生まれた幼児

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 出願

(1) 出願に要する書類

- ア 入学願書
- イ 受検票
- ウ 障害があることを証明する書類

(2) 出願の手続

- ア 出願に要する書類の提出期間は、平成32（2020）年2月19日（水）及び同月20日（木）とする。
- イ 保護者は(1)の書類を志願先の盲学校又は聾学校の校長に直接提出するものとする。

4 面接等

- (1) 面接
- (2) 必要な検査

5 面接等の期日及び会場

面接等の期日は、平成32（2020）年3月5日（木）とし、会場は、志願先の盲学校又は聾学校とする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表日は、平成32（2020）年3月11日（水）とする。

8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

（特別支援教育室）